

第24回社会保障審議会児童部会 議事次第

平成17年7月26日(火)

10:00~12:00

於 霞が関東京会館

○ 議事

1. 開会
2. 児童福祉をめぐる最近の動向について
3. 次世代育成支援対策推進法に基づく取組状況について
4. 児童相談所における児童虐待相談処理件数について
5. 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」について
6. 「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究会」報告書について
7. 閉会

〔配布資料〕

- 資料 1 児童福祉をめぐる最近の動向について
- 資料 2 次世代育成支援対策推進法に基づく取組状況について
- 資料 3 児童相談所における児童虐待相談処理件数
- 資料 4 児童自立支援施設のあり方に関する研究会について
- 資料 5 「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」報告書の公表について

〔参考資料〕

- ・「児童部会における今後の主要な論点」(平成15年4月8日部会提出)の対応状況
(第23回社会保障審議会児童部会(平成17年5月31日)提出資料)

児童福祉をめぐる最近の動向について

1. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(抄)
(平成17年6月21日閣議決定) . . . p1
 2. 「個人所得課税に関する論点整理」(抄)
(平成17年6月21日 政府税制調査会第32回総会) . . . p2
 3. 「規制改革・民間開放推進会議の重点検討課題」(抄)
(平成17年6月13日 規制改革・民間開放推進会議決定) . . . p5
 4. 地方六団体からの提案概要 . . . p7
- (参考)
- ・子ども・子育て応援プランの概要 . . . p11
 - ・児童手当制度の概要 . . . p13
 - ・規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄) . . . p16
(平成17年3月25日閣議決定)
 - ・社会保障審議会児童部会「三位一体改革に関する地方六団体提案」に対する意見 . . . p23
(平成16年10月7日)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(抄)
(平成17年6月21日 閣議決定)

第3章—新しい躍動の時代を実現するための取組—

少子高齢化とグローバル化を乗り切る

4. 次世代の育成

(少子化対策)

人口減少社会を目前に控え、家庭・家族、地域の役割を重んじ、その連携を通じて、国民が安心して、子どもを生子、育てることができる社会を構築するため、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。特に、仕事と家庭・子育ての両立など仕事と生活のバランスを取りつつ、意欲と能力に応じた多様な働き方ができるよう、中小企業に配慮しつつ、環境整備の推進などを官民挙げての国民的な運動として取り組む。

また、女性の再就職・起業等についての総合的な支援策を検討するため、関係閣僚による「女性の再チャレンジ支援策検討会議」(仮称)を設置し、平成17年中に「女性の再チャレンジ応援プラン」(仮称)を取りまとめる。また、短時間勤務等の多様な働き方の選択肢を拡大するため、国家公務員がモデルとなるよう常勤職員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。

あわせて、以下の取組を進める。

- ① 閣僚・有識者等が連携して取り組む体制を整備し、「少子化社会対策大綱」¹²及び「子ども・子育て応援プラン」¹³のフォローアップ等を行い、その着実な実施を図るとともに、同プランに掲げられた課題の検討を進める。
- ② 社会保障の一体的見直しの中で、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直すとともに、社会保障の枠にとらわれることなく少子化対策の推進を図る。
- ③ 「次世代育成支援対策推進法」¹⁴等に基づく企業の取組状況の開示を進める。

¹² 「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)

¹³ 「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日)には、待機児童ゼロ作戦の更なる展開、総合施設の制度化、育児休業制度等についての取組の推進、若者の就労支援の充実等が盛り込まれている。また、検討課題として「社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。併せて、…地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する」とされている。

¹⁴ 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)

「個人所得課税に関する論点整理」(抄)
(平成17年6月21日 政府税制調査会第32回総会)

3. 世帯構成と税負担のあり方

わが国の個人所得課税においては、課税単位を「個人」とした上で、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除を設定している。しかしながら、個々人の生活上の事情は様々であり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化してきている。こうした中、例えば、配偶者の存在と納税者本人の担税力との関係をどう考えるか、また、子育てについても、子供の扶養を担税力の減殺要因と見て対応すべきか、財政支援の対象と見るべきか議論が分かれるところであろう。

人的控除については、割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなっており、制度が相当複雑化していることも否定できない。

こうした状況を踏まえ、人的控除によってどこまで個別の配慮を行うべきかについて改めて検討の上、対象となる政策課題の根本まで遡った見直しを行うことが必要である。

また、世帯構成と税負担のあり方に関連する事柄として、課税対象となる所得を、所得を有する個人ごとに捉えるのか、世帯全体として捉えるのかという課税単位の問題がある。わが国では夫婦別産制の下、個人単位課税が行われているが、各国における課税単位のあり方を見ると、財産制度(夫婦別産制、夫婦共有財産制)をはじめ関連する社会制度などの違いにより必ずしも一様ではない。夫婦や子育てについて税制面でどのような配慮を行うかとの観点からは、課税単位の問題も念頭に置く必要がある。

以下、世帯構成と税負担のあり方について当面する課題を検討する。

(1) 配偶者との関係

(略)

(2) 子育て支援との関係

イ) 少子化の急速な進展を踏まえ、子供を生み育てることについての政策的支援の要請が高まっており、税制面でもそれにどのように応えていくのかが重要となっている。これまで個人所得課税では、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえて所得控除によって対処してきた。政策的に子育てを支援するとの見地からは、税制において、財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられる。この問題については、今後、少子化対策全体の議論の中で、他の政策手段との関係、諸外国の事例も踏まえ、引き続き検討を深めていく必要がある。

ロ) また、扶養控除のあり方として、年齢の如何に関わらず、単に対象者の所得が一定水準以下にとどまることを理由として一律の取扱いを行っていることについても考える必要がある。対象者に年齢制限を導入することを検討すべきである。

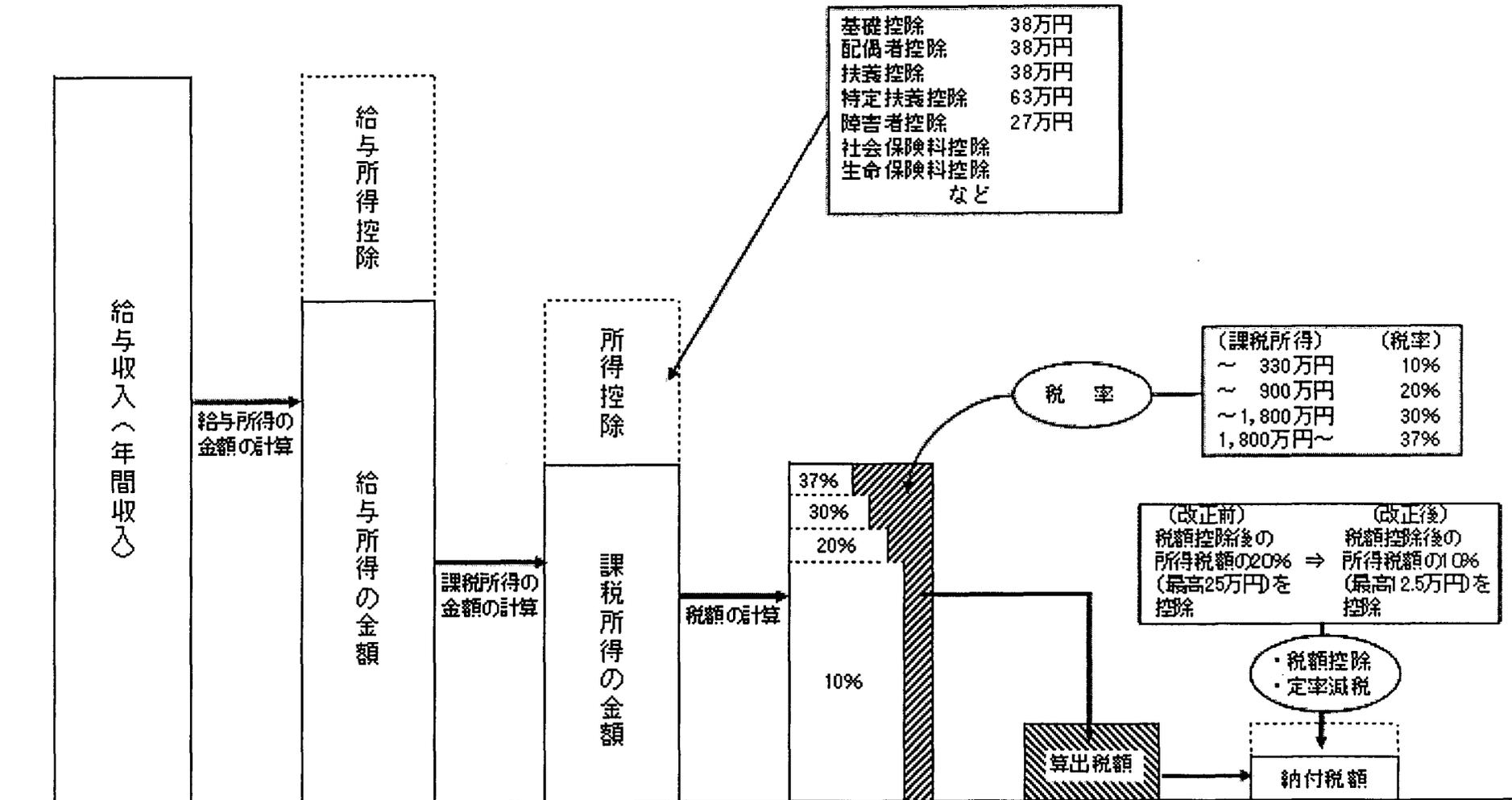
ハ) 子育てと税制に関連して、N分N乗方式を採用してはどうかとの議論がある(注)。N分N乗方式を導入しているフランスには人的控除は存在しないが、世帯にとっては税率不適用所得をN回使用することとなり、適用税率の平均化とあいまって、子供を多く抱える世帯の負担軽減に寄与すると言われている。一方、わが国においては、子供の扶養による担税力の減殺を調整する観点から扶養控除が設けられ、また納税者の多くが最低税率適用のみで済む税率構造となっている結果、個人単位課税の下であっても、世帯全体で見た税負担への配慮はN分N乗方式と同様の効果を持ち得るものである。わが国では、戦後の家族制度の改正を背景に個人単位課税とされて以降、課税単位としては個人単位が維持されてきており、基本的にはこの制度が適当である。いづれにせよ、少子化社会に対応した税制をいかに構築するかといった観点から、財産制度との関連も踏まえつつ、子育てと課税単位の問題について引き続き検討していく必要がある。

二) 年齢16歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)については、一般の扶養控除の割増措置として特定扶養控除が認められている。同控除は、平成元年の消費税導入に伴う所得減税の一環として、働き盛りで収入は比較的多いものの、教育費等の支出がかさみ生活にゆとりのない世代の一層の負担軽減を図る観点から設けられたものである。ただ、その後の累次の税制改正における累進構造の緩和などを通じ、導入当時と比べて相当の負担軽減が進む中、特定の世帯の負担軽減に狙いを絞った同控除の存立趣旨は失われつつあるといえよう。仮に教育に要する費用という面にとらえてみても、子供の教育に、いつどの程度の費用をかけるかについては個々の家庭によってその事情は様々である。特定の年齢に該当する扶養親族を対象に、一律に所得控除の割増を認める現行制度のあり方には疑問がある。人的控除について簡素化・集約化を進める観点から見直しが必要である。

(注) N分N乗方式の下では、世帯単位課税の考え方にに基づき、まず夫婦及び扶養子女の所得を合算する。次にこの合計所得を、家族の人数に応じた家族除数(N)で除した金額を算出し、ここから税率不適用所得(いわゆる「ゼロ税率」適用所得)を控除する。最後に、この金額に税率を適用して得られる税額にNを乗じ、世帯全体で納めるべき税額を算出する。

給与所得者の所得税額計算のフローチャート

(財務省作成 平成 17 年 4 月現在)



規制改革・民間開放推進会議の重点検討課題（抄）
（平成17年6月13日 規制改革・民間開放推進会議決定）

Ⅱ. 「横断的重点検討分野」の改革

1 少子化

少子化の基本的な要因と考えられる女性の就業継続と育児との両立が困難な状況を改善し、男女にかかわらず、仕事と家庭のバランスがとれる多様な働き方を実現するとともに、利用者に対する直接補助方式の導入等により多様な保育サービスを選択できる環境を整備する。

（中略）

○利用者に対する直接補助方式の導入等による多様な保育サービスの選択支援

【問題意識】

改正児童福祉法（平成10年4月）の施行によって、保育は形式的には「措置制度」ではなくなったものの、保育所に対する「委託費方式」となっており、保護者の自由な選択に基づく「契約」とは程遠い現状にある。また、認可保育所と認可外保育所との間では著しい利用者負担格差が生じている。

このような中、保育所の定員数をはるかに上回る24,000人もの「待機児童」が存在しており、特に都市部においては保育所の選択余地は小さい。潜在的な保育ニーズはさらに大きく、子育て期（25～44歳）の女性で「就業を希望しているが、子育ての制約のために働けない」とする者は平成14年で122万人に達している。

さらに、保育所には、預かり保育のみならず、地域の子育て支援の拠点として、利用者の多様なニーズに対応する機能も求められている。

以上のような現状を踏まえ、利用者がニーズに応じて保育サービスを自由に選択できるようにするためには、保育サービスの提供体制について抜本的な見直しが必要である。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・ 利用者と保育サービス提供事業者との直接契約方式への移行
- ・ 利用者に対する育児保険（仮称）も含めた直接補助方式の導入
 - ※ 公費負担分は財政中立を前提（既存の育児支援措置を統合）。
 - ※ 公費負担分以外は給付と負担の関係を明確化。
 - ※ 通所保育のみならず、在宅保育も支援。
- ・ 保育サービスに関する情報公開の在り方の検討
- ・ 幼保一元化「総合施設」のフォロー 等

「平成17年度 規制改革・民間開放推進会議の運営方針」(抄)
(平成17年3月 規制改革・民間開放推進会議決定)

4. 平成17年度の主要スケジュール(予定)

- 7月 ・「中間とりまとめ」の決定・公表
- 9月 ・年末の答申に向けた年度後半の方向性の確認
- 10月 ・規制改革・民間開放集中受付月間【2月に規制改革・民間開放推進本部決定】
- 12月 ・答申【政府として「最大限尊重」との閣議決定】
- 3月 ・「規制改革・民間開放推進3か年計画」の改定

地方六団体からの提案概要

	厚生労働省分	全体	割合
提案額	4,750億円	(9,973)	48%

※計数は平成17年度予算ベース。

提案の内容

○ 昨年の地方六団体提案をベースに、4,750億円の補助負担金の廃止（税源移譲）を提案

○ 具体的な廃止項目は以下のとおり

- ① 施設整備費（水道を除く）（新設の介護・福祉、次世代交付金を含む）
- ② 児童福祉関係の事業費・運営費等（民間保育所運営費を含まず）（新設の次世代交付金を含む）
- ③ BSE、SARS、エイズ対策
- ④ 救急医療、へき地医療対策
- ⑤ 介護予防事業、在宅介護支援センター事業 等

※ なお、特別会計事業分、民間保育所運営費等については、昨年の提案にはあったが、今年の提案には含まれていない

※ その他、障害者支援費については、昨年に引き続き今年の提案には含まれていない

提案の考え方

- ① 昨年提案した地方の改革案（3.2兆円）の移譲対象補助金の中から、優先すべきものを選別して提示
- ② また、昨年、交付金化、統合補助金化されたものについても移譲対象として提示
- ③ なお、生活保護費等負担金等を移譲対象とすることには反対

社会保障分野に係る地方6団体からの提案の概要

対象額 : 約4,750億円 [政府全体 : 約9,973億円]

対象事業 :

【施設整備関係 : 約1,321億円】 [政府全体 : 約5,203億円]

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 866億円
(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等)
- 次世代育成支援対策施設整備交付金 167億円
(保育所、児童養護施設、児童相談所等)
- 社会福祉施設の整備に係る補助金等 101億円
(障害者施設、保護施設等)
- 保健衛生施設の整備に係る補助金等(◎) 33億円
(精神障害者施設、市町村保健センター等)
- 医療施設の整備に係る補助金等(◎) 154億円
(へき地診療所、救急救命センター等)
※ ◎については18年度に交付金化を予定

【運営費・事業費関係 : 約3,429億円】 [政府全体 : 約4,770億円]

- SARS、予防接種等の感染症対策 40億円
- エイズ対策等 22億円
- 延長保育、つどいの広場等 346億円
- 児童養護施設・乳児院、知的障害児施設等の措置費 1,466億円
- 障害児施設等の運営費 94億円
- 児童虐待対策・DV対策等 18億円
- 介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業等 599億円
- 老人保健事業(ヘルス事業) 290億円
- へき地医療対策、救命救急センター 168億円
- ホームレス対策 21億円
- 地方改善事業 60億円 等

※ 民間保育所運営費、特別会計事業は、今回は対象に挙げられていない。

社会保障分野に係る地方6団体の提案(昨年と今年の対比)

昨年の地方6団体の提案(約9,440億円)

特別会計事業	480億円
社会福祉施設整備費 保健衛生施設整備費 医療施設等整備費	1,300億円 100億円 170億円
その他	180億円
社会福祉	230億円
医療・保健衛生	450億円
高齢者施策	1,610億円
障害者施策	980億円
児童福祉	3,940億円
(民間保育所運営費 2,670億円)	

平成16年度予算ベース

今年の地方6団体の提案(約4,750億円)

特別会計事業	440億円
地域介護・福祉空間交付金 次世代交付金(ハード) 社会福祉施設整備費 保健衛生施設整備費 医療施設等整備費	870億円 170億円 100億円 30億円 150億円
その他	70億円
社会福祉	80億円
医療・保健衛生	360億円
高齢者施策	820億円
障害者施策	970億円
児童福祉 (うち次世代交付金(ソフト))	1,130億円 350億円
昨年度廃止(税源移譲)	850億円
その他	180億円
(民間保育所運営費 2,800億円)	

平成17年度予算ベース
(ただし、昨年度廃止分は平成16年度予算ベース)

三位一体の改革について

平成16年11月26日
政府・与党

(前略)

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額も含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

(後略)

別紙1

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

(次のとおり 略)

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
 - (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
 - (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
 - (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

- ② (略)